

大阪・関西万博を見据えた新たな舟運ルートの発掘・創出事業 質問と回答

令和6年6月21日

| NO |                    | 質問   | 回答   |
|----|--------------------|--|--|
| 1  | 仕様書2<br>(1)<br>(2) | ファミトリップや試行販売で使用する船舶について、旅客定員等の条件はございますでしょうか。   | 使用する船舶について、旅客定員等などの条件はありません。旅行商品の開発につながるよう、船を選定していただくようお願いします。   |
| 2  | 仕様書2<br>(2)        | 旅行商品の試行販売に関して、兵庫県のクルージングMICE奨励補助金制度等を活用してもかまわないでしょうか。  | 本事業の委託費は「旅行商品の実費並びに販売手数料等の諸経費には充当できないものとする」としていただきますので、お示しの補助制度を活用しても構いません。活用が可能かどうかを含めて兵庫県にお問い合わせください。  |
| 3  | 仕様書2<br>(1)        | ファミトリップについて、船内での食事提供は必須でしょうか。  | 必須ではありません。   |
| 4  | 仕様書2<br>(3)        | インフルエンサーによる発信の業務範囲はファミツアーの体験に関する発信のみを行うという認識でよいか。  | インフルエンサー等には、ファミトリップの体験をもとに魅力発信を行っていただきますが、旅行商品の試行販売の促進等を行っていただいても構いません。  |
| 5  | 仕様書2<br>(3)        | チラシやポスター等に関して昨年の制作物、印刷部数やサイズ、種類、配布先数などをお教え願います。  | 令和5年度に実施した社会実験では、モニターツアーの募集のチラシを2,000部（A3裏表）作成しました。配架先は、委託事業者店舗等1,500部、大阪観光局100部、舟運事業者100部、観光案内所200部、大阪府施設等100部です。チラシの内容についてはURLをご参照ください。<br><a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/45933/hodo-49930_4.pdf">https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/45933/hodo-49930_4.pdf</a> |
| 6  | 仕様書2<br>(2)        | 委託費には旅行商品の実費並びに販売手数料を充当できないと記載があります。ファミツアーと同時開催の場合、船舶など運航費は委託費から捻出するので参加者からは食事提供の実費の範囲内のみ徴収は問題ないという認識でよいか。 | 旅行商品の試行販売については、仕様書2（2）に記載のとおり、「（1）モデルコースの造成とファミトリップの企画・販売」の結果を踏まえることとしていますので、ファミトリップとの同時開催は想定しておりません。  |